

令和4年5月吉日

組合員 各位

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
理事長 伊地知博史

特定健康診査における個別受診及び補助金支給について

平素は組合運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本組合においては、従来の特定健康診査（集団健診）に加え、医療機関での個別受診を受け入れております。個別受診とは、特定健康診査対象者（40歳以上75歳未満の組合員及び家族）が、かかりつけや最寄りの医療機関で健診を受診される場合、下記の条件を満たすことで本組合が費用の一部を補助するものです。その際、必須項目以外を受診することは構いませんが、特定健診以外の検査に関しては支給対象外となります。**必須項目に一つでも欠落があると、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。**

本組合に申込みをされましたら、健康診査と申請に必要な書類を送付いたしますので、健康診査に関するものをご持参のうえ、受診をお願いいたします。受診終了後、提出書類を添えて本組合へ申請してください。

なお、この健診で得られた情報はその後の特定保健指導の階層化に使用させていただきます。下記の条件は、保険者に義務づけられた、特定健康診査・特定保健指導の受診率を向上させるための措置となりますので趣旨ご理解の上、よろしくお願いいたします。

記

【対象者】

本組合加入の特定健康診査対象者

- ・令和5年3月31日現在で40歳以上74歳までの方（但し、健康診査実施日に75歳の誕生日を迎えていなければ、特定健康診査の対象者となります）。
- ・居住地及び受診医療機関は歯科医師国保組合規約第4条に従い、鹿児島県、熊本県水俣市、天草市及び宮崎県都城市、串間市とします。

【申込方法】

健診希望日の**2週間前**までに本組合にご連絡ください。

本組合から**個別受診申込書**をFAXしますので、健診医療機関に予約をされた後、必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。申込み後に関係書類（質問票（健康調査票）、健康診断受診票、記入見本、補助金支給申請書及び申請方法の5種）を送付します。万が一、1週間しても関係書類が届かない場合は、本組合までご連絡くださいますようお願いいたします。

【受診期間】

令和4年6月1日～令和4年7月31日

【提出期限】

令和4年8月31日まで

【特定健診必須項目】

《基本健診必須項目》

1. **健康調査票（特定健康診査質問票）**

2. **健康診断受診票**

- 1) 食事時間
- 2) 身長・体重・腹囲(おへそ周り)
- 3) 血圧測定
- 4) 尿検査(尿糖、尿蛋白)
- 5) 診察

「健康診断受診票」に記入

3. **血液検査**

(GOT、GPT、 γ -GTP、中性脂肪、総コレステロール、LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール、HDL コレステロール、血糖、HbA1c、クレアチン、eGFR、末梢血一般)

血液検査結果は医療機関で原本または複写式の結果をもらってください。

《詳細な健診項目》

4. **心電図・眼底検査**

当該年度の特定健康診査の結果等において、一定の基準の下、医師が必要と判断された場合に特定健康診査としての心電図・眼底検査を行います。

健診結果データにその理由を明記する必要があります。

心電図・眼底検査の診断結果を医療機関でもらってください。

※平成 30 年度から朱記部分が改正されていますのでご注意ください。

※心電図は特定健診当日に、また眼底検査は特定健診当日から 1 カ月以内に実施してください。

【提出書類】

■ **特定健康診査補助金支給申請書**

■ **健診結果**（上記【特定健診必須項目】の《基本健診必須項目》1 から 3 までの結果、《詳細な健診項目》を行った場合は 4 の結果）

■ **領収書**（原本）

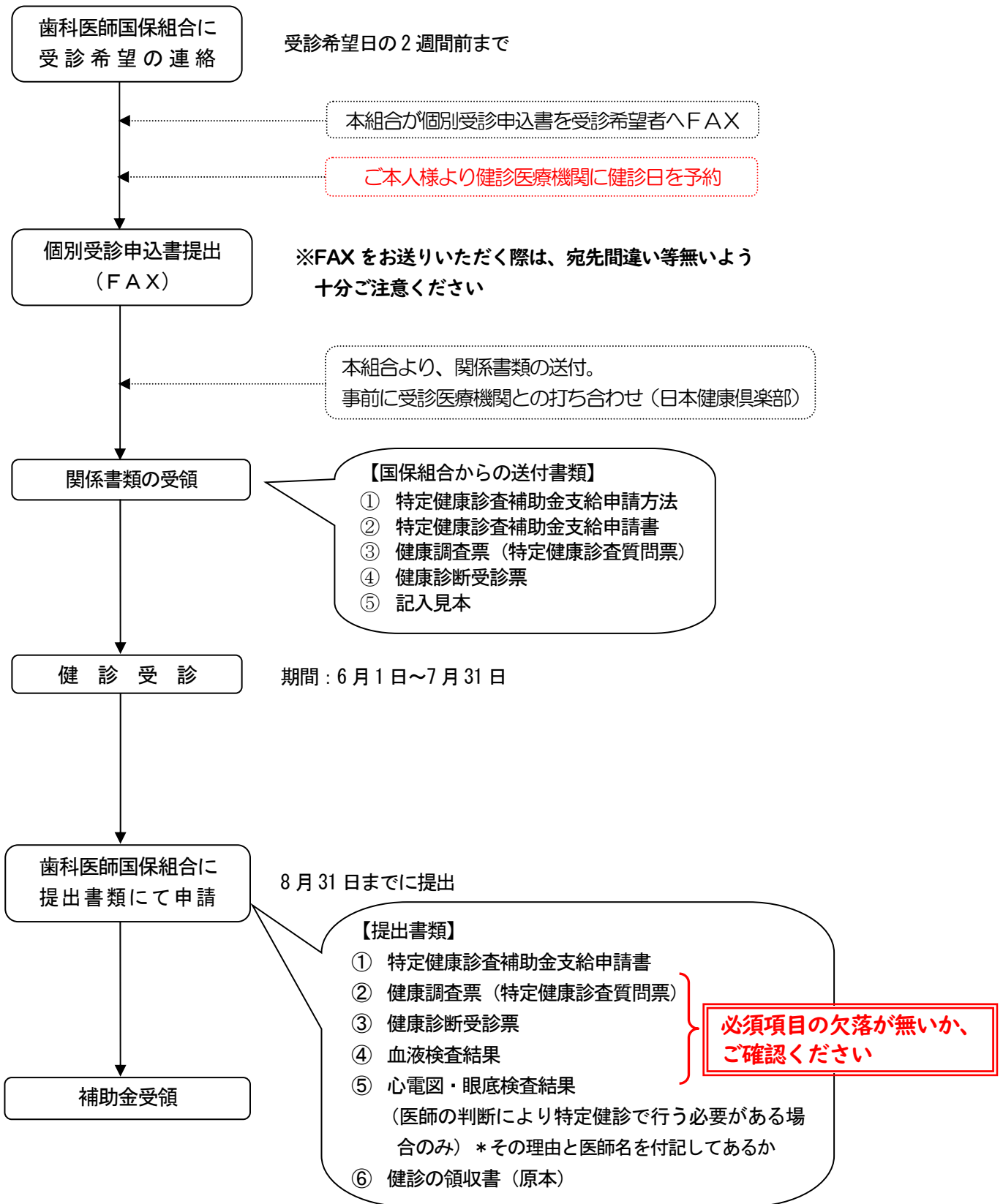
【補助金額】

料金は受診者本人が医療機関にてお支払いください。申請が受理されると、以下の補助金が支給されます。

基本健診：5,160 円（健診費用が下回る場合は実費支給）

特定健診としての《詳細な健診項目》が行われた場合は、**心電図 1,650 円、眼底検査 660 円**を加算します。

【個別受診申込みから補助金受領までの流れ】



提出書類に漏れがある場合、受診期間・提出期限が過ぎている場合は、補助金の対象とならないこともありますので、ご注意ください。